

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第57号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年3月8日（日） 05時30分ごろ	
発生場所	長崎県佐世保市俵ヶ浦町 高後埼灯台から真方位328° 1,450m付近 (概位 北緯33° 06.8′ 東経129° 39.5′)	
事故等調査の経過	平成21年4月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	モーターボート かもめ7、7.62m	
船舶番号、船舶所有者等	292-41388長崎、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	推進器及び同シャフトに擦過傷	
事故等の経過	<p>本船は、九十九島鞍掛西方の釣り場に向けて航行中、少しショートカットしようとして俵ヶ浦町の陸岸寄りを通航し、平成21年3月8日05時30分ごろ、定置網の索に乗り揚げた。</p> <p>本船は、定置網のロープを推進器に絡ませ航行不能となり、ロープを切断したのち他船に近くの港までえい航された。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、針路の選定を適切に行わなかった可能性があると考えられる。</p> <p>船長は、俵ヶ浦町兜埼西北西付近に設置された定置網の灯火を、通常は右に見るところ左に見て定置網のことを失念していた可能性があると考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、俵ヶ浦町兜埼西北西沖において、本船が航行中、針路の選定を適切に行わなかったため、設置されている定置網の索に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	